

## 別添 2

### 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

#### 第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和 5 年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和 5 年 1 月 13 日付け 4 農畜機第 5 5 1 0 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

#### 第 2 事業の内容

公募団体のうち、全国を区域として事業を実施する団体（以下「公募団体 A」という。）は 1 の（7）及び 3 の（9）に掲げる事業を行うものとし、公募団体のうち、都道府県を区域として事業を実施する団体（以下「公募団体 B」という。）は 3 の（9）を除く事業を自ら実施し、又は酪農ヘルパー利用組合（酪農ヘルパー事業を実施する農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは都道府県知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する法人格を有しない団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）をいう。以下「利用組合」という。本項において、複数の利用組合で構成する組織等を含む。）が 3 の（8）及び（9）を除く事業を実施するのに要する経費を補助するものとする。

##### 1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援

###### （1）公募団体 B 及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組

ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進

イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進

ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付等

エ 3 の（9）のウの初任者研修その他これに準ずる研修を修了した者及び修了することが確実な者を雇用して行う実践研修（以下「酪農ヘルパー実践研修」という。）手当の交付等

オ 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等

カ 他団体等が開催する研修会への参加促進

キ 酪農ヘルパー実践研修実施者の住宅・通勤手当の交付

###### （2）酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動

ア 酪農ヘルパーの職業認知度の向上及び酪農ヘルパー要員の確保の

ための教育機関への出前講座の実施

イ 酪農ヘルパー要員の確保のための募集広告の掲載並びにイベントへの参加及び開催

ウ ア及びイ以外の酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動の実施

(3) 専任ヘルパー（利用組合が雇用する酪農ヘルパーであって、就業規則に規定する労働日に通年就労する常用的雇用状況にある酪農ヘルパーをいう。以下同じ。）以外の酪農ヘルパー（以下「臨時ヘルパー」という。）の出役に要する経費の補助

(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助

(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等

(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等

(7) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施

(8) 内定者を対象とした就業前研修の実施

(9) 特定技能外国人の活用

ア 特定技能外国人の活用に向けた課題整理のための会議の開催、調査及び現地採用の実施

イ 特定技能外国人の生活支援を行う機関（出入国在留管理庁長官の登録を受けた機関に限る。以下同じ。）への生活支援の委託

(10) 利用組合等（組合員である酪農家を含む。以下同じ。）を対象とした酪農ヘルパー定着化研修会（コミュニケーションやコーチングのための研修会をいう。以下同じ。）の実施

(11) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付

## 2 傷病時の利用の円滑化

酪農従事者が、病気、事故、出産、忌引き、父母等の病気見舞いに伴う里帰り、育児サポート、研修等への参加その他理事長が適当と認める理由に該当する場合（以下「傷病時」という。）に酪農ヘルパーを一定期間継続的に利用したときに、利用料金の一部を補填する制度（以下「互助制度」という。）に参加する酪農家（以下「加入農家」という。）の利用料金の負担軽減

## 3 酪農ヘルパー利用組合の強化等

(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等

(2) 利用組合の運営改善

- ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成
- イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化
- ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を図るための外部委託等の推進
- エ 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための電子システムの導入及び運営
- (3) 広域利用調整等の促進
  - ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催
  - イ 広域利用等による出役調整
- (4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進
- (5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備
- (6) 利用料金等及び専任ヘルパーの給与の引き上げ等を行う利用組合に対する酪農ヘルパーの待遇改善のための奨励金（以下「酪農ヘルパー待遇改善奨励金」という。）の交付
- (7) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組（理事長が適当と認めるものに限る。）
- (8) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導
- (9) 酪農ヘルパー推進事業
  - ア 利用組合の組織運営体制や加入農家の利用実態等の調査、酪農ヘルパーに関するデータベースシステムの整備、研修会の開催及び情報提供
  - イ 優良事例調査及び優良事例普及・啓発のための発表会の開催
  - ウ 酪農ヘルパーに必要な知識及び技術を修得させるための初任者研修（研修内容は、利用組合に酪農ヘルパーとして就業後おおむね1年以内の者を対象としたものとする。）の実施
  - エ 中堅酪農ヘルパーの指導力向上に向けた検討会の開催
  - オ 教育機関等における講演、酪農ヘルパーの仕事を紹介するリーフレットやホームページ等の作成、各種イベントへの出展等の酪農ヘルパーの職業認知度向上に向けた取組
  - カ 人材コンサルタントを活用した酪農ヘルパーの採用及び定着の促進を図るための取組の実証
  - キ 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進のための会議の開

催、公募団体B及び利用組合に対する助言及び指導等

### 第3 事業の実施

#### 1 事業実施要領の作成

公募団体Bは、第2の事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、都道府県知事に協議の上、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の実施要件等

##### (1) 利用組合

ア 利用組合は、次に掲げる事項を内容とする利用組合規約を作成しなければならない。

(ア) 利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者、利用組合員の資格等に関すること

(イ) 利用組合の事業及びその運営に関すること

(ウ) 利用組合の経理に関すること

(エ) 酪農ヘルパーの資格、給与等に関すること

(オ) 酪農ヘルパーの業務内容及び就業条件に関すること

(カ) 酪農ヘルパー利用料金に関すること

(キ) 酪農ヘルパー作業中に起きた損害に関する利用組合等及び酪農ヘルパーの責務に関すること

(ク) その他酪農ヘルパー業務を委託する場合の委託内容等利用組合の事業の実施に必要な事項に関すること

イ 利用組合は、アの利用組合規約の作成に当たっては、公募団体Bの承認を得るものとする。

公募団体Bは、この承認に当たっては、都道府県知事と協議するものとする。

##### (2) 酪農ヘルパー人材育成支援

ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修

###### (ア) 酪農後継者

第2の1の(1)のアの酪農後継者は、研修終了後、酪農業(酪農ヘルパーを含む。)に1年以上従事することが見込まれる者であり、かつ、次のすべての要件に適合する者とする。

a 酪農業を営む個人(一戸法人を含む。)の子弟又はそれに準ずるものとして第2の1の(5)の協議会又は公募団体B(以下

「協議会等」という。)が適当と認める者

b 利用組合に臨時ヘルパーとして登録されていること

c 技術研修開始時点の年齢が原則として45歳未満であること

(イ) 技術研修は、協議会等が指定する利用組合の活動区域内（広域的な酪農ヘルパーの確保及び養成のため、近隣の複数の利用組合が協力して実施する場合にあっては、それらの活動区域内をいう。以下同じ。）の複数の酪農家において技術向上等の研修を行うものとする。

なお、研修先の酪農家は、酪農後継者の親族及び姻族(三親等以内)又は勤務先でないこと。

イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修

(ア) 酪農ヘルパー

第2の1の(1)のイの酪農ヘルパーは、酪農業への新規就農を希望する専任ヘルパーであって、協議会等が適当と認める者とする。

(イ) 派遣研修は、協議会等が指定する利用組合の活動区域内における離農予定酪農家において研修を行うものとし、派遣研修終了後、就農意向等について協議会等へ報告するものとする。

なお、研修先の酪農家は、酪農ヘルパーの親族及び姻族(三親等以内)でないこと。

ウ 雇用前研修手当の交付対象となる研修

(ア) 研修対象者

利用組合に新たに専任ヘルパーとして就業することが見込まれる者とする。ただし、臨時ヘルパーとしての従事経験が1年以上(出役日数25日をもって1か月とみなす。)の者を除く。

(イ) 雇用前研修は、利用組合の活動区域内での酪農ヘルパーとしての業務を通じた研修を中心に、必要に応じて活動区域内の酪農家での滞在研修及び指導機関等への派遣研修を組み合わせるものとする。

エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付対象となる研修

(ア) 研修対象者

雇用後1年以内(酪農ヘルパー要員としての従事経験がある者の場合には、以前の従事期間と通算して1年以内とする。なお、従事経験が臨時ヘルパーとしての場合には、出役日数25日をもって

1か月とみなす。)の専任ヘルパーとする。

(イ) 酪農ヘルパー実践研修を実施する利用組合は、就業規則を整備し、労災保険及び雇用保険に加入するものとする。また、その他酪農ヘルパーの生活安定に必要な保険制度（健康保険、年金等）等への加入に努めるものとする。

(ウ) 酪農ヘルパー実践研修は、利用組合の活動区域内での酪農ヘルパーとしての業務を通じた研修を中心に、必要に応じて活動区域内の酪農家での滞在研修及び指導機関等への派遣研修を組み合わせて行うものとする。

オ 住宅・通勤手当

住宅・通勤手当の補助期間は、酪農ヘルパー実践研修手当の交付対象となる研修の実施期間内とする。

(3) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催

第2の1の(5)の協議会は、公募団体B、利用組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会等から構成するものとする。

(4) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施  
ア 原則として、公募団体が実施するものとする。

イ 公募団体は、インターンシップに参加する学生（以下「学生」という。）の所属する学校から参加申込みを受けるものとする。

ウ 参加できる学生は、参加申込み時に日本国内の大学、大学校、専門学校、高等学校に在学するものとする。

エ 公募団体は、学生の安全確保に努め、必要な傷害保険等に加入するものとする。

オ 開催日時、カリキュラム、学生が負担する経費の内容及び定員等を定めた募集要領を予め定めるものとする。

カ 公募団体は、インターンシップの概要、効果、課題及び参加者の内訳等を記した実施報告書を作成するものとする。

(5) 内定者を対象とした就業前研修の実施

ア 第2の1の(8)の内定者は、利用組合から雇用契約を締結する予定であることを内定通知書等の書面で通知された者で、その就労の始期以前の者とする。ただし、就業前研修開始時点において、就労の始期まで6か月以上の期間を有する者及び専任ヘルパーとして従事経験のある者を除く。

イ 就業前研修を実施する利用組合は、内定者の安全確保に努め、必

要な傷害保険等に加入するものとする。

(6) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付

ア 給付規程

第2の1の(11)の修学資金の給付を行う公募団体B又は利用組合(以下「給付組合」という。)は、修学資金の給付対象者(以下単に「給付対象者」という。)の要件、学校区分ごとの給付額、給付期間、給付契約の締結、給付契約の解除及び給付の休止、給付した修学資金の返還及び返還免除、就業期間その他必要な事項に関する給付規程を定めるものとする。

イ 給付対象者

給付対象者は、高等学校、大学、短期大学、農業大学校及び専門学校(以下「学校等」という。)の生徒又は学生とし、学校等を修学後利用組合において専任ヘルパーとして3年以上就業する見込みのある者であって、給付組合とアの給付規程に則して給付契約を締結した者とする。

ウ 給付額及び給付期間

修学資金の給付額及び給付期間は別表のとおりとし、修学資金の給付を行う場合においては、各学校区分等における給付額及び給付期間の上限を第3の1の実施要領に定めなければならない。

なお、必要に応じて修学資金の年額(給付額に当該年度の給付期間を乗じた額をいう。)の一部又は全部を一時金として給付することができる。

エ 就業利用組合

給付対象者が就業する利用組合(以下「就業利用組合」という。)は、原則として修学資金の給付を行った利用組合とする。

ただし、公募団体Bが修学資金の給付を行う場合には、公募団体Bの長は就業利用組合を指定しなければならない。指定した就業利用組合を変更する場合も同様とする。

オ 修学資金の返還等

(ア) 返還の対象

給付組合は、給付対象者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、給付した修学資金に補助率を乗じて得た額(以下「給付金」という。)に(イ)で規定する加算金を加算した額(以下「返還金」という。)を返還させるものとする。

a 学校等在学中に、修学後就業利用組合の専任ヘルパーとして

就業する見込みがなくなると認められた場合

- b 学校等を退学（専任ヘルパーとして就業した場合を除く。）又は休学（復学を予定し、なお修学後に専任ヘルパーとして就業することが見込まれる場合を除く。）した場合
- c 学校等を修学後、直ちに就業利用組合の専任ヘルパーとして就業しなかった場合。ただし、給付組合の長の承認を得た農業研修等を行う場合にあつては、当該農業研修等が終了後、直ちに就業利用組合の専任ヘルパーとして就業しなかった場合とする。
- d 学校等を修学後5年以内に通算して、給付期間の2分の3を超える期間、就業利用組合の専任ヘルパーとして就業しなかった場合

(イ) 加算金

修学資金の給付時ごとの金額に、給付を受けた日の属する月の翌月から、返還すべき事実が生じた日の属する月までの期間につき、給付金の金額に年10.95%の割合で算定した額の総和とする。

(ウ) 返還の方法

- a 給付組合は、給付対象者に返還すべき事実が生じた日から4か月（災害、病気その他やむを得ない事情により理事長が特に認める場合は、2年を限度に理事長が認めた期間）以内に（ア）の返還金を機構に返還する（給付組合が利用組合の場合は公募団体Bを通じて機構に返還する。以下bにおいて同じ。）ものとする。
- b 給付組合が返還しなければならない日までに正当な理由がなく機構に返還金を返還しない場合には、当該返還すべき日の翌日から返還される日までの日数に応じ、返還金の金額に年10.95%の割合で計算した延滞金を加算した上で機構へ返還しなければならない。

(エ) 返還の免除等

- a 給付対象者が就業利用組合の専任ヘルパーとして就業した期間が、学校等を修学後5年以内に通算して、給付期間の2分の3を超えた場合は返還金の全部の返還を免除する。
- b （ア）のdに該当する場合は、返還金に充足率（就業利用組合の専任ヘルパーとして就業した期間から修学資金を給付した月数に2分の3を乗じて得た期間を割って得た率とする。）を乗じ



て得た額の返還を免除する。

- c 給付組合は、給付対象者の死亡、病気、事故、就農（親の死亡等やむを得ない事情による場合に限る。）その他理事長が認める事由により就業利用組合の専任ヘルパーとして、給付期間の2分の3を超える期間の就業が不可能になった場合は、理事長の承認を得て、返還金の全部又は一部の返還を免除できるものとする。

#### (7) 傷病時の利用の円滑化

##### ア 互助制度に関する規約等

互助制度を実施する利用組合又は公募団体Bは、利用料金の負担軽減期間、負担軽減額、積立金の額等を定めた互助制度に関する規約を作成し、酪農家と互助制度に係る契約（以下「互助契約」という。）を締結するものとする。

##### イ 補助対象

- (ア) 第2の2における補助対象経費は、加入農家が、互助契約に定める就業者の傷病時に、酪農ヘルパーを5日以上継続利用した場合（5日以上利用した場合であって、継続利用していないことが加入農家に起因しない理由によると特に認めた場合を含む。）の負担軽減額とする。

なお、継続利用の開始日又は終了日が、事業の実施期間内ではない場合にあっても、事業の実施期間内の利用日については補助対象とする。

- (イ) 忌引きの対象親族は、就業者本人に係る「同居する家族又は三親等以内の親族」とする。忌引きの場合は、(ア)の規定にかかわらず5日未満の利用についても補助の対象とし、その場合には、対象親族の死亡日から起算して7日以内に利用した日数に限るものとする。ただし、葬儀等が対象親族の死亡日から起算して8日以降となった場合は、葬儀等の実施日について補助対象とし、利用日数の合計は毎年度7日以内とする。

- (ウ) 父母等の病気見舞いに伴う里帰りにおける父母等の対象親族は、就業者本人に係る「祖父母、父母、そのいずれかと同居している二親等以内の親族」とし、病気にはけがや事故も含むものとする。

- (エ) 育児サポートにおける対象児は、就業者本人に係る「同居する又は二親等以内である6歳に達する日以後の最初の3月31日ま

での間にある乳幼児（以下「同居等の小学校就学前の乳幼児」という。）とする。育児サポートは、同居等の小学校就学前の乳幼児が、病気、けが、事故その他養育に必要な事項に該当する場合とし、（ア）の規定にかかわらず5日未満の利用についても補助の対象とする。ただし、利用日数の合計は1互助契約当たり毎年度7日以内とする。

（オ）対象となる研修等は、就業者の飼養管理技術の向上や経営の高度化等に資するために参加するものとし、（ア）の規定にかかわらず5日未満の利用についても補助の対象とする。ただし、利用日数の合計は1互助契約当たり毎年度7日以内とする。

（8）広域利用等による出役調整

第2の3の（3）のイの出役は、利用組合の活動区域（他の利用組合と統合等を実施した利用組合は旧の活動区域）外の酪農家への出役、出役の総距離が30kmを超える出役その他これに準ずる出役とする。

（9）傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進

ア 傷害補償保険の被保険者等

第2の3の（4）の傷害補償保険の被保険者は、臨時ヘルパーとして利用組合に登録され、かつ、労働者災害補償保険の適用労働者になり得ない者とし、利用組合は公募団体Bに傷害補償保険の加入申込みを行うものとする。また、傷害補償保険の補助対象経費は、加入する保険の保険料とする。

イ 損害賠償保険

第2の3の（4）の損害賠償保険の補助対象経費は、加入する保険（普通保険約款、請負業者特別約款、保管物特別約款及び生産物賠償責任約款）の保険料とする。

（10）酪農ヘルパー待遇改善奨励金の交付

ア 待遇改善奨励金の交付要件

待遇改善奨励金の交付対象となる利用組合は以下の要件をすべて満たすものとする。

（ア）令和3年4月1日以降に酪農家から徴収する利用料金等（ウに基づき算定した額とする。以下、同じ。）を引き上げるため、所要の規程等の改正を行うこと

（イ）令和3年4月1日以降に専任ヘルパーの給与を引き上げ等（現行の給与の引き下げを行わず、専任ヘルパーの休日数を増加させることにより実質的に給与単価を引き上げる取組を含む。以下同

じ。) のため、所要の規程等の改正を行うこと

(ウ) (ア) により利用料金等を引き上げた日 (以下「利用料金等改定適用日」という。) 又は (イ) により給与の引き上げ等を行った日 (以下「給与改定適用日」という。) のどちらか遅い日から4年間を経過するまでの期間において、専任ヘルパーの給与を引き下げる

#### イ 利用料金等の引き上げ額の算定

利用料金等の引き上げ額は、原則として、利用料金改定適用日以前の1日 (朝及び夕又は夕及び朝の出役をもって1日とする。以下同じ。) 当たりの利用料金等と利用料金改定適用日以後の1日当たりの利用料金等の差額とする。

#### ウ 利用料金等

利用料金等は、酪農家がエの作業内容等を利用組合に依頼した場合における、以下の(ア) から(ウ) までの料金とする。ただし、曜日、季節等による追加料金及び交通費その他酪農ヘルパーの利用に伴う附帯経費は除くものとする。また、以下により難しい場合は、利用組合の規程等に基づき算定することができるものとする。

(ア) 基本料金 (作業内容によらず搾乳頭数、出役人数、作業時間等により定額で支払う料金をいう。)

(イ) 作業別料金 (搾乳、給餌、糞出し等の作業別に支払う料金をいう。)

(ウ) 戸数割料金 (年会費、加入料等の名目で、利用組合に加入するために必要な料金をいう。)

#### エ 作業内容等

(ア) 作業内容は、酪農家に代わり実施する搾乳、給餌、糞出し等とする。

(イ) 搾乳頭数は、農林水産省大臣官房統計部から公表される畜産統計調査 (以下単に「畜産統計調査」という。) の直近の都道府県別経産牛頭数を飼養戸数で割った頭数に20分の17を乗じた頭数とする。

(ウ) 飼養頭数は畜産統計調査の直近の都道府県別飼養頭数を飼養戸数で割った頭数とする。

(エ) 搾乳方法は、パイプラインミルクカーによる搾乳とする。

オ 令和2年度中に利用料金等及び給与の引き上げを行った場合の特例アの交付要件にかかわらず、利用組合が以下の要件をすべて満たす

場合は、当該利用組合を令和5年度に限り交付対象とする。その際、イの利用料金等の引き上げ額については、(ア)の改正前の1日当たりの利用料金等と(エ)により専任ヘルパーの給与の引き上げ等を行った日(以下「特例給与改定適用日」という。)以後の1日当たりの利用料金等の差額とすることができる。

- (ア) 令和2年度において、酪農家から徴収する利用料金等を引き上げるため、所要の規程等の改正を行っていること
- (イ) 令和2年度において、専任ヘルパーの給与を引き上げ等のため、所要の規程等の改正を行っていること
- (ウ) (ア)及び(イ)で引き上げた利用料金等及び給与を特例給与改定適用日までの間において引き下げていないこと
- (エ) 令和3年度において、専任ヘルパーの給与を引き上げ等のため、所要の規程等の改正を行っていること
- (オ) 特例給与改定適用日から4年間を経過するまでの期間において、専任ヘルパーの給与を引き下げないこと

(11) その他

公募団体B及び利用組合は、第2の3の(9)のウの初任者研修の課程を修了したと認定された者が、酪農ヘルパー事業の実施において十分活用されるよう配慮するものとする。

3 事業の委託

- (1) 公募団体Aは、事業の一部を公募団体B、利用組合及び理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。
- (2) 公募団体Bは、事業の一部を利用組合及び理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 公募団体Aは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関及び関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 公募団体Bは、都道府県及び機構の指導の下、都道府県、関係機関及び関係団体との連携、利用組合に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業

の趣旨、内容等の周知徹底、公募団体B、利用組合等に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

## 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第6 補助金交付の手續等

### 1 補助金の交付申請

(1) 公募団体Aは、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画を作成の上、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

(2) 公募団体Bは、補助金の交付を受けようとする場合は、利用組合から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

また、公募団体Bは、交付申請に当たり、事業実施計画をあらかじめ都道府県知事に協議するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金交付変更承認申請書を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、公募団体Bは、変更後の事業実施計画をあらかじめ都道府県知事に協議するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費（第2の1及び同3の合計）の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 進捗状況報告

第2の2の事業を実施する公募団体Bは、四半期ごとに傷病時利用の進捗状況を管理し、取りまとめ後すみやかに機構に送付するものとする。

#### 5 事業の実績報告

##### (1) 公募団体Bが実施する事業

利用組合は、毎年度、公募団体Bに対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。

公募団体Bは、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実績報告書を作成し、都道府県知事及び理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

##### (2) 公募団体Aが実施する事業

公募団体Aは、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の実績報告書を理事長に提出するものとする。

#### 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の5に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の5に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら又はそれぞれの利用組合の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第8 知的財産権の取扱い

公募団体Bは、第2の3の（2）のエの電子システムの導入により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等をいう。以下同じ。）に関して出願、申請等の手続を行った場合（著作権については、著作物が得られた場合）若しくは取得した場合又は実施権を設定した場合は、遅滞なく理事長にその旨を別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）特許権等に関する出願・取得状況報告書により報告するものとする。

また、事業実施期間中及び事業終了後5年間において、この事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に理事長の承認を受けるものとする。

## 第9 事業収益状況の報告等

第8に規定する知的財産権の取得等をした公募団体Bは、第2の3の（2）のエの電子システムの導入に係る知的財産権の譲渡又は当該知的財産権を利用する権利の設定により生じた過去1年間の収益又は事業により開発

された製品を自ら販売した場合の過去1年間の販売実績及び事業を実施することにより発生した収益の状況等について、事業実施期間中及び事業終了年度の翌年度以降5年間は、毎年度、別紙様式第7号の酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）事業収益状況報告書により、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に理事長に報告するものとする。

理事長は、この報告によって相当の収益があつたと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。

#### 第10 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し適正に経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 公募団体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定める処分制限期間中、1の帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。
- 3 1及び2に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、公募団体に対し、調査又は報告を求めることができるものとする。

#### 第11 電子情報処理組織による申請等

- 1 公募団体は、第3の1の規定による実施要領の承認申請、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の規定による概算払請求、第6の5の規定による実績報告及び第7の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法によ



- り交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 公募団体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
  - 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示及び命令については、公募団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
  - 4 公募団体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援</p>	<p>(1) 公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組</p> <p>ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進に要する経費</p> <p>イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進に要する経費</p> <p>ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付等に要する経費</p> <p>エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付等に要する経費</p> <p>オ 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等に要する経費</p> <p>カ 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進に要する経費</p> <p>キ 酪農ヘルパー実践</p>	<p>酪農ヘルパー利用料金相当額の2分の1以内。ただし、1人当たり8,000円/日を上限とし、期間は20日以上120日以内とする。</p> <p>酪農ヘルパー利用料金相当額の2分の1以内。ただし、1人当たり8,000円/日を上限とし、期間は120日以内とする。</p> <p>2分の1以内。ただし、1人当たり25,000円/1か月を上限とし、期間は3か月以内とする。</p> <p>2分の1以内。ただし、1人当たり37,500円/1か月を上限とし、期間は24か月以内とする。</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内。ただし、参加促進費は酪農ヘルパー利用料金相当額とし、1人当たり8,000円/日を上限とする。</p> <p>定額。ただし、1人当たり</p>

	<p>研修実施者の住宅・通勤手当の交付に要する経費</p> <p>(2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動</p> <p>ア 酪農ヘルパーの職業認知度の向上及び酪農ヘルパー要員の確保のための教育機関への出前講座の実施に要する経費</p> <p>イ 酪農ヘルパー要員の確保のための募集広告の掲載並びにイベントへの参加及び開催に要する経費</p> <p>ウ ア及びイ以外の酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動の実施に要する経費</p> <p>(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助に要する経費</p> <p>(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助に要する経費</p>	<p>33,000円/1か月を上限とし、期間は24か月以内とする。</p> <p>定額</p> <p>定額。ただし、1利用組合当たり1,000,000円を上限とし、活動区域が都道府県全域にわたる場合は1利用組合当たり2,000,000円を上限とする。また、公募団体Bのうち募集活動の対象とする利用組合の数が10未満の場合は2,000,000円を上限とし、10以上の場合は4,000,000円を上限とする。</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額。ただし、1出役当たり1,000円とし、1人当たり120回/年を上限とする。</p> <p>2分の1以内</p>
--	---	--

	<p>(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等に要する経費</p> <p>(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等に要する経費</p> <p>(7) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施に要する経費（宿泊費、交通費、傷害保険料及び損害賠償保険料）</p> <p>(8) 内定者を対象とした就業前研修の実施に要する経費（宿泊費、交通費、傷害保険料及び損害賠償保険料）</p> <p>(9) 特定技能外国人の活用  ア 特定技能外国人の活用に向けた課題整理のための会議の開催、調査及び現地採用の実施に要する経費  イ 特定技能外国人の生活支援を行う機関への生活支援の委託に要する経費</p> <p>(10) 利用組合等を対象とした酪農ヘルパー定着化研修会の実施に要す</p>	<p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額。ただし、宿泊費は学生1人当たり6,000円/泊を上限とする。</p> <p>定額。ただし、宿泊費は内定者1人当たり6,000円/泊を上限とする。</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内。ただし、期間は雇用した月から起算し24か月以内とする。</p> <p>2分の1以内</p>
--	---	--

	る経費	
2 傷病時の利用の円滑化	(11) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付に要する経費  互助制度に基づく加入農家への酪農ヘルパー料金の負担軽減に要する経費	2分の1以内。ただし、1人当たり60,000円/1か月を上限とし、給付期間は24か月以内とする。  負担軽減額の2分の1以内。ただし、複数の利用組合が、互助制度を統合した場合、互助制度を統合した年度の1年間に限り3分の2以内とする（複数回にわたって統合が行われた場合には、統合に新たに参加する利用組合に係る負担軽減額に限る。）。
3 酪農ヘルパー利用組合の強化等	(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等に要する経費  (2) 利用組合の運営改善 ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成に要する経費  イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化に要する経費  ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を図るための外部委託等の推進に要する経費  エ 酪農ヘルパーの出	2分の1以内  2分の1以内  2分の1以内  2分の1以内

	<p>役調整に係る事務軽減を図るための電子システムの導入及び運営に要する経費</p> <p>(3) 広域利用調整等の促進</p> <p>ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催に要する経費</p> <p>イ 広域利用等による出役調整に要する経費（燃料費、車両借上料、交通費及び宿泊費。ただし、燃料費及び車両借上料については、理事長が別に定める方法により算定するものとする。）</p> <p>(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進に要する経費</p> <p>(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備に要する経費</p> <p>(6) 酪農ヘルパー待遇改善奨励金の交付に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内</p> <p>定額。ただし、給与改定適用日又は特例給与改定適用日から24か月以内とし、利用料金等の引き上げ額に応じて、専任ヘルパーの人数に下表の奨励金単価を乗じた額を上限とする。また、13か月以降の奨励金単価は、下表の1/2の額とする。</p>
--	---	--

		利用料金等の引き上げ額	奨励金単価
		3,000円以上/人・日	30,000円/月
		2,000円以上 3,000円未満/人・日	20,000円/月
		1,000円以上 2,000円未満/人・日	10,000円/月
	<p>(7) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組に要する経費</p> <p>(8) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導に要する経費</p> <p>(9) 酪農ヘルパー推進事業</p> <p>ア 利用組合の組織運営体制や加入農家の利用実態等の調査、酪農ヘルパーに関するデータベースシステムの整備、研修会の開催及び情報提供に要する経費</p> <p>イ 優良事例調査及び優良事例普及・啓発のための発表会の開催に要する経費</p> <p>ウ 初任者研修の実施に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	

	<p>エ 中堅酪農ヘルパーの指導力向上に向けた検討会の開催に要する経費</p>	<p>定額</p>
	<p>オ 教育機関等における講演、酪農ヘルパーの仕事を紹介するリーフレットやホームページ等の作成、各種イベントへの出展等の酪農ヘルパーの職業認知度向上に向けた取組に要する経費</p>	<p>定額</p>
	<p>カ 人材コンサルタントを活用した酪農ヘルパーの採用及び定着の促進を図るための取組の実証に要する経費</p>	<p>定額</p>
	<p>キ 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進のための会議の開催、公募団体B及び利用組合に対する助言及び指導等に要する経費</p>	<p>定額</p>



別紙様式第1号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第6の1の（※）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

（注）（※）については、公募団体Aは（1）、公募団体Bは（2）とし、申請書の記の記載は、各事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

様式1-1 公募団体Bが実施する事業

様式1-2 公募団体Aが実施する事業

様式1-1 (公募団体Bが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙1「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援 (1) 公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組 (2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動 (3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助 (4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助 (5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等 (6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等 (7) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施 (8) 内定者を対象とした就業前研修の実施 (9) 特定技能外国人の活用 (10) 利用組合等を対象とした酪農ヘルパー定着化研修会				

の実施 (11) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付  2 傷病時の利用の円滑化  3 酪農ヘルパー利用組合の強化等 (1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等 (2) 利用組合の運営改善 (3) 広域利用調整等の促進 (4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進 (5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備 (6) 酪農ヘルパー待遇改善奨励金の交付 (7) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組 (8) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導				
計				

(注) 事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を ( ) 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

#### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                      年   月   日  
 (2) 事業完了予定年月日                年   月   日

#### 5 添付書類

- (1) 事業実施計画書を都道府県知事と協議した旨を証する書類の写  
 (2) 定款  
 (3) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省

略することができる。

様式1-2 (公募団体Aが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別紙2「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
酪農ヘルパー推進事業				
1 学生インターンシップの実施				
2 利用実態等調査等の実施				
3 優良事例発表会等の開催				
4 初任者研修の実施				
5 中堅酪農ヘルパーの指導力向上に向けた検討会の開催				
6 酪農ヘルパーの職業認知度向上に向けた取組				
7 人材コンサルタントを活用した酪農ヘルパーの採用及び定着の促進を図るための取組の実証				
8 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進のための会議の開催、指導等				
計				

(注1) 区分欄は、実施要綱別添2の第2に規定された事業の種類ごとに記載すること。

(注2) 事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

## 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙1（公募団体Bが実施する事業）

令和 年度酪農経営支援総合対策事業  
（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書

第1 事業計画

1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援

（1）公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組

ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進  
（単位：人、日、円）

団体名	実施人数	実施延日数 ①	利用料金相当額(日) ②	事業費 ①×②	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
合計							

イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進  
（単位：人、日、円）

団体名	実施人数	実施延日数 ①	利用料金相当額(日) ②	事業費 ①×②	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
合計							

ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付等  
（単位：人、月、円）

団体名	実施人数	実施延月数 ①	単価(月) ②	事業費 ①×②	負担区分		備考
					機構補助金	その他	
合計							

エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付等 (単位：人、月、円)

団体名	実施 人数	実施 延月数 ①	単価 (月) ②	事業費 ①×②	負担区分		備考
					機構 補助金	その他	
合 計							

オ 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等 (単位：円)

団体名	時期	場所	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合 計							

カ 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進 (単位：円)

(ア) 他団体等が開催する研修会への参加

団体名	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
			機構 補助金	その他	
合 計					

(イ) 他団体等が開催する研修会への参加促進 (単位：人、日、円)

団体名	実施 人数	実施 延日数 ①	利用料 金相当 額(日) ②	事業費 ①×②	負担区分		積算 基礎
					機構 補助金	その他	
合 計							

キ 酪農ヘルパー実践研修者の住宅・通勤手当の交付 (単位：円)

団体名	事業費	区分		負担区分		積算 基礎
		住宅手当	通勤手当	機構補助金	その他	
合 計						

添付書類

住宅・通勤手当に関する利用組合の証明書等の写



(2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動

ア 酪農ヘルパーの職業認知度の向上及び酪農ヘルパー要員の確保のための教育機関への出前講座の実施 (単位：円)

団体名	時期	場所	内容	事業費	負担区分		積算基礎
					機構補助金	その他	
合 計							

イ 酪農ヘルパー要員の確保のための募集広告の掲載並びにイベントへの参加及び開催 (単位：円)

団体名	区分	内容	事業費	負担区分		積算基礎
				機構補助金	その他	
合 計						

ウ ア及びイ以外の酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動の実施 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助 (単位：人、回、円)

団体名	臨時ヘルパー人数	実施回数	事業費 (実施回数× 1,000円)	備考
合 計				

(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催  
及び調査等

ア 新規就農を促進するための協議会の開催 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
			機構 補助金	その他	
合 計					

イ 新規就農を促進するための調査等 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
			機構 補助金	その他	
合 計					

(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための  
検討会の開催等 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
			機構 補助金	その他	
合 計					

(7) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施  
(単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
			機構 補助金	その他	
合 計					

(8) 内定者を対象とした就業前研修の実施 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
			機構 補助金	その他	
合 計					

(9) 特定技能外国人の活用

ア 特定技能外国人の活用に向けた課題整理のための会議の開催、調査及び現地採用の実施 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

イ 特定技能外国人の生活支援を行う機関への生活支援の委託

(単位：円)

団体名	委託先	内容	事業費	負担区分		積算基礎
				機構補助金	その他	
合 計						

(10) 利用組合等を対象とした酪農ヘルパー定着化研修会の実施

(単位：円)

団体名	時期	場所	内容	事業費	負担区分		積算基礎
					機構補助金	その他	
合 計							

(11) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付

(単位：人、月、円)

団体名	実施人数	区分	月数	事業費	負担区分		積算基礎
					機構補助金	その他	
合 計							

## 2 傷病時の利用の円滑化

### 互助制度の実施

#### (1) 互助制度概要

(単位：戸、人、円)

互助組織名／利用組合名	利用組合加入戸数 ①	互助制度			今年度積立金予定額	備考
		参加戸数 ②	参加率 ②/①	対象就業者数		
互助組織名： 上記互助制度に参加している利用組合名 ・ ・ ・ 統合互助組織名： 上記互助制度に参加している利用組合名 ・ ・ ・			%			
合 計						

(注1) 互助組織名、利用組合名の欄は互助組織が1利用組合の場合は利用組合名を、複数利用組合を基盤としている場合は互助組織名と互助制度に参加している利用組合名を併せて記すこと。

(注2) 利用組合加入戸数、参加戸数、参加率及び対象就業者数は事業実施年度の4月1日時点とすること。また、互助組織総数のみ記し、内訳を記す必要は無い。

(注3) 互助組織の統合があった場合は、統合した年度等が確認できる定款等の資料を添付すること。

#### (2) 互助制度の実施

(単位：人、円)

互助組織名／利用組合名	利用者数	利用料金	事業費 (負担軽減額)	負担区分		積算基礎
				機構補助金	その他	
合 計						

3 酪農ヘルパー利用組合の強化等

(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(2) 利用組合の運営改善

ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を図るための外部委託等の推進 (単位：円)

団体名	委託先	内容	事業費	負担区分		積算基礎
				機構補助金	その他	
合 計						

エ 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための電子システムの導入及び運営 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

添付書類

仕様書、契約書及び見積書等契約の内容及び予算積算の根拠となる資料

(3) 広域利用調整等の促進

ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

イ 広域利用等による出役調整 (単位：円)

団体名	内容	事業費	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進

ア 酪農ヘルパーの傷害補償保険への加入 (単位：人、円)

団体名	被保険者数	事業費 (保険料)	負担区分		積算基礎
			機構補助金	その他	
合 計					

イ 損害賠償保険への加入

(単位：円)

団体名	事業費 (保険料)	負担区分		積算 基礎
		機構 補助金	その他	
合 計				

(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備 (単位：円)

団体名	項目	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
				機構 補助金	その他	
合 計						

(6) 酪農ヘルパー待遇改善奨励金の交付 (単位：人、月、円)

団体名	給与改定 適用日	利用料金 等引き上 げ額	専任 ヘル パー 数	奨励 金単 価	月 数	事業費 (奨励金単価×専 任ヘルパー数×月 数)
合 計						

(注) 特例に該当する場合は、給与改定適用日には特例給与改定適用日を記載すること。

(7) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組 (単位：円)

団体名	項目	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
				機構 補助金	その他	
合 計						

(8) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進を図るための推進指導 (単位：円)

項目	内容	事業費	負担区分		積算 基礎
			機構 補助金	その他	
合 計					

(注) 事業の一部を委託する場合は、欄外に委託する事項、委託相手先名、委

託額を明記すること。



第2 令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書取りまとめ表

1 事業費

(単位：円)

団体名	事業費計	1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援										2	3 酪農ヘルパー利用組合の強化等								
		(1) 酪農ヘルパーを育成するための取組	(2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動	(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助	(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助	(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等	(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等	(7) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施	(8) 内定者を対象とした就業前研修の実施	(9) 特定技能外国人の活用	(10) 利用組合等を対象とした酪農ヘルパー定着化研修会の実施		(11) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付	傷病時の利用の円滑化	(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等	(2) 利用組合の運営改善	(3) 広域利用調整等の促進	(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進	(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備	(6) 酪農ヘルパー待遇改善奨励金の交付	(7) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組
公募団体B																					
○組合																					—
△組合																					—
計																					

(注1) 事業費欄は、実施要綱第2の項目ごとに取りまとめて記載すること。

(注2) 酪農ヘルパー実践研修の対象者が終了した(する)初任者研修の研修機関、時期、内容等について記載した書面を添付すること。

- 添付書類: 1 別紙様式第1号の別紙1の別紙の利用組合における事業実施計画  
2 互助制度に関する規約

2 補助金額

(単位：円)

団体名	補助金額計											2	3 酪農ヘルパー利用組合の強化等							
	1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援												2 傷病時の利用の円滑化	3 酪農ヘルパー利用組合の強化等						
	(1) 酪農ヘルパーを育成するための取組	(2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動	(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助	(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助	(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等	(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等	(7) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターシップの実施	(8) 内定者を対象とした就業前研修の実施	(9) 特定技能外国人の活用	(10) 利用組合等を対象とした酪農ヘルパー定着化研修会の実施	(11) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付			(1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等	(2) 利用組合の運営改善	(3) 広域利用調整等の促進	(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進	(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備	(6) 酪農ヘルパー待遇改善奨励金の交付	(7) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組
公募団体 B																				
○組合																				—
△組合																				—
計																				

(注) 補助金額は、実施要綱第2の項目ごとに取りまとめて記載すること。

別紙様式第1号の別紙1の別紙（利用組合が実施する事業）

令和 年度酪農経営支援総合対策事業  
（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）の実施計画

利用組合名

代表者名

1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援

（1）公募団体B及び利用組合が酪農ヘルパーを育成するための取組

ア 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修の実施等に係る参加促進  
（単位：日、円）

対象者名	実施 延日数 ①	利用料金 相当額 (日) ②	事業費 ①×②	機構 補助金	備考
合 計					

イ 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な継承を図るための派遣研修の実施等に係る参加促進

（単位：日、円）

対象者名	実施 延日数 ①	利用料金 相当額 (日) ②	事業費 ①×②	機構 補助金	備考
合 計					

ウ 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付等

（単位：月、円）

交付 対象者名	実施 延月数 ①	単価 (月) ②	事業費 ①×②	機構 補助金	備考
合 計					

エ 酪農ヘルパー実践研修手当の交付等

(ア) 初任者研修

(単位：人)

研修主催者	時期	開催場所	研修参加人数	備考

(イ) 酪農ヘルパー実践研修

a 研修計画

(単位：月、円)

実施番号 (修了認定 番号等)	氏名	雇用 年月日	研修 開始日	今年度				
				実施 期間	月数 ①	単価 (月) ②	事業費 ①×②	機構 補助金
合 計								

b 研修内容等

期間	研修方法	具体的な研修内容等

添付書類

組合規約（既に承認済みの場合は、提出不要）

実践研修実施者の労災保険、雇用保険の写

(注) 実績報告の際には、初任者研修の修了証書を添付すること。

オ 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等

(単位：円)

時期	場所	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

カ 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進

(ア) 他団体等が開催する研修会への参加

(単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(イ) 他団体等が開催する研修会への参加促進 (単位：日、円)

対象者名	実施 延日数 ①	利用料金 相当額 (日)②	事業費 ①×②	機構 補助金	積算 基礎
合 計					

キ 酪農ヘルパー実践研修者の住宅・通勤手当の交付 (単位：円)

交付対象者 名	事業費	区分		機構 補助金	積算 基礎
		住宅手当	通勤手当		
合 計					

添付書類

住宅・通勤手当について定めのある給与支払規程等の写

(2) 酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動

ア 酪農ヘルパーの職業認知度の向上及び酪農ヘルパー要員の確保のための教育機関への出前講座の実施 (単位：円)

時期	場所	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

イ 酪農ヘルパー要員の確保のための募集広告の掲載並びにイベントへの参加及び開催 (単位：円)

区分	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

ウ ア及びイ以外の酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動の実施 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(3) 臨時ヘルパーの出役に要する経費の補助 (単位：人、回、円)

臨時ヘルパー人数	実施回数	事業費 (実施回数× 1,000円)	備考

(4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得に要する経費の補助 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等

ア 新規就農を促進するための協議会の開催 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

イ 新規就農を促進するための調査等 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(6) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(7) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施 (単位：円)

内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎

(8) 内定者を対象とした就業前研修の実施

ア 研修計画

(単位：円)

内容	事業費	機構補助金	積算基礎

イ 研修内容等

期間	研修方法	具体的な研修内容等

(9) 特定技能外国人の活用

ア 特定技能外国人の活用に向けた課題整理のための会議の開催、調査及び現地採用の実施

(単位：円)

内容	事業費	機構補助金	積算基礎

イ 特定技能外国人の生活支援を行う機関への生活支援の委託

(単位：円)

委託先	内容	事業費	機構補助金	積算基礎

(10) 利用組合等を対象とした酪農ヘルパー定着化研修会の実施

(単位：円)

時期	場所	内容	事業費	機構補助金	積算基礎

(11) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付

(単位：人、月、円)

実施人数	区分	月数	事業費	機構補助金	積算基礎

## 2 傷病時の利用の円滑化

### 互助制度の実施

#### (1) 互助制度の概要

参加互助組織名	
負担軽減期間	
負担軽減額（又は率）	
積立金の拠出方法	

(注) 参加する互助組織が複数ある場合は、適宜表を追加して互助組織ごとに記載すること。

#### (2) 積立金及び互助制度参加状況

(単位：戸、%、人、円)

互助組織名	利用組合加入戸数 ①	互助制度			今年度積立金 予定額	備考
		参加戸数 ②	参加率 ②/①	対象 就業者数		
合計						

(注) 利用組合加入戸数、互助制度参加戸数及び就業者数は、事業実施年度の4月1日時点とすること。

#### (3) 互助制度の実施

(単位：人、円)

互助組織名	利用者数	利用料金	事業費 (負担軽減額)	機構補助金	積算基礎
合計					

(注) 公募団体Bが互助制度を実施している場合は記載しないこと。

添付書類：互助制度に関する規約

## 3 酪農ヘルパー利用組合の強化等

### (1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等

(単位：円)

内容	事業費	機構補助金	積算基礎



(2) 利用組合の運営改善

ア コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成 (単位：円)

内容	事業費	機構補助金	積算基礎

イ アに掲げる経営診断及び収支改善計画を踏まえた利用組合の事務の効率化 (単位：円)

内容	事業費	機構補助金	積算基礎

ウ 酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務軽減を図るための外部委託等の推進 (単位：円)

委託先	内容	事業費	機構補助金	積算基礎

エ 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための電子システムの導入及び運営 (単位：円)

内容	事業費	機構補助金	積算基礎

添付書類

仕様書、契約書及び見積書等契約の内容及び予算積算の詳細の根拠となる資料

(3) 広域利用調整等の促進

ア 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催 (単位：円)

内容	事業費	機構補助金	積算基礎

イ 広域利用等による出役調整

(単位：円)

内容	事業費	機構補助金	積算基礎

(4) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進

ア 酪農ヘルパーの傷害補償保険への加入

(単位：人、円)

被保険者数	事業費 (保険料)	機構補助金	積算基礎

イ 損害賠償保険への加入

加入する損害賠償保険の概要

(単位：円)

加入保険の種類	保険期間	事業費 (保険料)	機構補助金	積算基礎
1 普通保険約款				
2 請負業者特別約款				
3 保管物特別約款				
4 生産物賠償責任約款 (酪農家内)				
合 計				

(注) 加入する保険に○印を付す。

(5) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備

(単位：円)

項目	内容	事業費	機構補助金	積算基礎
合 計				

(6) 酪農ヘルパー待遇改善奨励金の交付

(単位：人、月、円)

給与改定 適用日	利用料金等 引き上げ額	専任ヘル パー数	奨励金 単価	月数	事業費 (奨励金単価×専任 ヘルパー数×月数)

(注) 特例に該当する場合は、給与改定適用日には特例給与改定適用日を記載すること。

(7) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組

(単位：円)

項目	内容	事業費	機構 補助金	積算 基礎
合 計				

別紙様式第1号の別紙2（公募団体Aが実施する事業）

令和 年度酪農経営支援総合対策事業  
（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書

酪農ヘルパー推進事業

1 学生インターンシップの実施

（単位：円）

実施時期	方法	内容	事業費	積算基礎
合計				

2 利用実態等調査等の実施

（単位：円）

実施時期	方法	内容	事業費	積算基礎
合計				

3 優良事例発表会等の開催

（単位：回、円）

開催時期	場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
合計						

4 初任者研修の実施

（単位：円）

実施時期	方法	内容	事業費	積算基礎
合計				

5 中堅酪農ヘルパーの指導力向上に向けた検討会の開催

（単位：回、円）

開催時期	場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
合計						

6 酪農ヘルパーの職業認知度向上に向けた取組

(単位：円)

実施時期	方法	内容	事業費	積算基礎
合 計				

7 人材コンサルタントを活用した酪農ヘルパーの採用及び定着の促進を図るための取組の実証

(単位：円)

実施時期	対象利用組合	内容	事業費	積算基礎
合 計				

8 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の円滑な推進のための会議の開催、指導等

(単位：回、円)

開催時期	場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎
合 計						

(注1) 必要とする経費の費目別内訳と積算根拠のわかる資料を添付すること。

(注2) 事業の一部を委託する場合は、欄外に委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

別紙様式第2号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙様式第1号の別紙1「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施計画書」のとおり  
（別紙様式第1号の記の2に準ずる。）
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業  
(酪農経営安定化支援ヘルパー事業) 補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営支援総合対策事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく酪農経営支援総合対策事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)実施要綱別添2の第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	年 月 日ま で予定出来 高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業 費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業  
(酪農経営安定化支援ヘルパー事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった酪農経営支援総合対策事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)実施要綱別添2の第6の5の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度酪農経営支援総合対策事業(酪農経営安定化支援ヘルパー事業)実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(注1) 1~3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

(注2) 3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を( )書きし、下段に実績を記入すること。



#### 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

#### 5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                      年 月 日  
(2) 事業完了年月日                      年 月 日

#### 6 振込先金融機関名等

金融機関名    ○○○銀行    ○○○支店  
預金種類        ○○預金  
口座番号  
口座名義

#### 7 添付資料（公募団体Bが実施する事業）

- (1) 別紙様式第4号の別紙1の傷病時の利用の円滑化実施状況報告  
(2) 雇用前研修手当、酪農ヘルパー実践研修手当及び住宅・通勤手当を被研修者に支払ったことを証する書類の写  
(3) インターンシップの概要、効果、課題及び参加者の内訳等を記した実施報告書  
(4) 保険に加入したことを証する書類の写

別紙様式第4号の別紙1

傷病時の利用の円滑化実施状況報告

互助組織名／利用組合名

代表者名

事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

区分		実績額	備考
繰越金			
収入	本年度積立額		(例 預金利息等)
	機構補助金〇〇〇〇		
	計		
支出	負担軽減額		
	計		
年度末積立残額			

別紙様式第5号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった酪農  
経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）補助金について、  
酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添  
2の第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返  
還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日 農畜<br>機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                             | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分  
を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確

認できる資料も併せて提出すること)

- ・ 公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第6号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）  
特許権等に関する出願・取得状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（特許権、実用新案権、商標権、意匠権等）

内容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

（著作権）

著作物の種類	
著作物の題号	
著作者の氏名（名称）	
著作物の内容	

別紙様式第7号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）  
事業収益状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名

酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）に関する令和 年度の収益の状況について、酪農経営支援総合対策事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）実施要綱別添2の第9の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の中心となる団体・企業等の名称及び会計年度（決算期間）
- 2 事業の概要
- 3 事業実施期間  
(1) 事業着手年月日 年 月 日  
(2) 事業完了年月日 年 月 日
- 4 収益額等

項目	金額（円）
(1) 事業に係る知的財産権の譲渡又は当該知的財産権を利用する権利の設定による収益の累計額	
(2) 事業による成果の供与による収益の累計額	
(3) 製品開発及び改良に要した費用の累計額	
(4) 補助金の確定額の累計	
(5) 前年度までの納付額	

(注1) この報告書は、販売実績等の有無に関わらず、事業終了年度の翌年

度から5年間の状況を、決算期ごとに（半年決算の場合にあつては、下半期の決算の終了後ごとに）提出すること。

(注2) この事業に係る報告対象年度の以前から販売実績がある場合には、当該販売実績等を合計して記入すること。

(注3) 「製品の開発及び改良に要した費用」には、この事業による製品の開発及び改良に要した補助事業費のほか、これを補完するため自己負担等により行われた製品の開発及び改良に要した費用を含む。

(注4) 「補助金の確定額の累計」には、この事業により交付された補助金の累計額を記入すること。

(注5) 貸借対照表及び損益計算書その他各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。